

宇美町の住民税(均等割)の非課税相当となる収入と所得の限度額 (早見表)

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った月の収入額の12倍(1年分の収入見込額)が、別表1または別表2の非課税相当収入限度額以下となった方が受給対象となります。

申請者本人が未成年者、障がい者、寡婦、ひとり親に該当する場合は、「別表1」と「別表2」のいずれか高い額を基準としてください。

※1年分の非課税相当収入見込額が限度額を超え支給対象外となった場合でも、事業収入、不動産収入等がある場合、「簡易な所得見込額の申立書【家計急変者】」で経費を計算することで支給対象となる場合もあります。

別表1

世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
2人 (例)夫(婦)+子1人	1,469,000円以下	919,000円以下
3人 (例)夫婦+子1人	1,877,000円以下	1,234,000円以下
4人 (例)夫婦+子2人	2,327,000円以下	1,549,000円以下
5人 (例)夫婦+子3人	2,777,000円以下	1,864,000円以下
6人 (例)夫婦+子4人	3,227,000円以下	2,179,000円以下

(注)世帯の人数は以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者(前年の所得が48万円以下の者。給与収入では103万円以下の者。)
- ・扶養親族(前年の所得が48万円以下の者。給与収入では103万円以下の者。16歳未満の者も含む。)

別表2

申請者が以下に該当する場合	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
未成年者、障がい者、寡婦、ひとり親	2,044,000円未満	1,350,000円未満

【計算方法(例)】

新型コロナウイルス感染症の影響により、申請者の7月分の給与収入が15万円まで減収となりました。申請者と妻、子どもが1人で世帯の人数は3人です。

150,000円×12カ月=1,800,000円

世帯の人数【3人(例)夫婦+子1人】列の非課税相当収入限度額=1,877,000円

→限度額以下のため、申請すれば支給対象となります。